

### 小学校施設整備指針改正案（津波対策関係）

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
1. 学校施設の津波対策に関する基本的な考え方 2. 津波に対する安全対策の選定	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 学校施設整備の基本的方針</p> <p>2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保</p> <p>児童等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。</p> <p>また、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。</p> <p>さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。</p> <p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>3 耐震性の確保</p>	<p>(対応済み)</p> <p>3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>（新設）</p> <p>第2章 施設計画 第1 校地環境 1 安全な環境</p> <p>(1)洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</p>	<p><u>(2)学校施設が、津波等による被害が予想される地域に立地している場合においては、児童等が津波等から安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路の確保、校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保、高台移転、高層化など安全対策を選定し、実施することが重要である。</u></p> <p>(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</p>
<p>非構造部材を含め十分な耐震性能を有することが重要。</p>	<p>第7章 構造設計 第1 基本的事項 1 安全性能</p> <p>(1)児童等が学習、生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)大地震動後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震</p>	<p>（対応済み）</p> <p>（対応済み）</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>力を割増して設計する等, 外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p> <p>3 非構造部材等の耐震化対策</p> <p>屋内運動場や校舎等における天井材, 体育器具, 照明器具, 電気・機械設備機器, 家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い, 破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 建物付設物</p> <p>(1)塔屋, 高架水槽, 屋外突出煙突等の建物付設物は, 設計震度を建物より大きく設定して設計することが重要である。</p> <p>(2)建物との接続部分は, 十分な強度を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(3)建物の屋外に避難階段を設ける場合には, 基礎, 建物との接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
3. 津波に対する安全対策を実施する場合の留意事項 （1）周辺の高台や津波避難ビルへの避難を想定する場合（全ての項目は（2）に共通）		
<p>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には、児童生徒等の人数、年齢、体格等を踏まえ、幅員や勾配、段差等を決定することが重要。また、車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、スロープを採用することが望ましい。階段により避難する場合には、車いすを階段の上り口に置いた上で利用者を担ぐなどして避難することが考えられるので、滞留が生じないよう上り口を広く確保することが望ましい。</p>	<p>第3章 平面計画            第1 基本的事項            2 動線等            (2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難動線</u>を確保する等、<u>避難動線</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>第4章 各室計画            第5 共通空間            4 廊下、階段等            (1)日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。            (4)必要に応じ、車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積、形状のスロープを設けることが重要である。</p>	<p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難経路</u>を確保する等、<u>避難経路</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>第5章 詳細設計</p> <p>第2 内部仕上げ</p> <p>4 床</p> <p>(1)床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。</p> <p>(2)障害のある児童，教職員，保護者及び学校開放時の高齢者，障害者等が支障なく活動できるよう，床には障害となる段差等を設けないことが重要である。</p> <p>第3 開口部</p> <p>3 出入口</p> <p>(1)出入口の幅は，非常時の児童の避難や，学校開放時の高齢者，障害者の利用等も考慮し，必要かつ十分な幅を確保した上で，扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。</p> <p>また，敷居部分は，通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式，仕様等とし，その周辺は，衝突事故等に対し，十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に，屋内外の出入口は，出入りの際に，転倒等の事故が起きないよう敷</p>	<p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。</p> <p>第6章 屋外計画 第1 基本的事項 1 教育的環境の向上 (1)防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。</p>	<p>(1)防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。特に，<u>屋外に避難路を計画する場合には，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状等とすることが重要である。</u></p>
<p>夜間の停電時においても安全に避難できるよう、避難路にソーラーライト等を設置することが望ましい。</p>	<p>第8章 設備設計 第2 照明設備 3 屋外照明設備 (3)防犯を目的として校地周辺部，建物周囲等を照明し，又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として建物，前庭部等をライトアップする常夜灯を設置することも有効である。 (新設)</p>	<p>(3)防犯や<u>防災</u>を目的として校地周辺部，建物周囲等を照明し，又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として建物，前庭部等をライトアップする常夜灯を設置することも有効である。 (4)<u>避難路については，夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。</u></p>
<p>避難時間を短縮するために避難路を整備することも有効。</p>	<p>第2章 施設計画 第4 その他の施設 1 門</p>	

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>(1) 児童の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。</p> <p>(3) 方位、位置等は、利用者が門から中に入った際に建物の出入口の位置を認識することができるよう設定することが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>第3章 平面計画 第1 基本的事項 2 動線等</p> <p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難動線</u>を確保する等、<u>避難動線</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>（新設）</p>	<p>（対応済み）</p> <p>（対応済み）</p> <p><u>(4)災害時の緊急避難場所までの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。</u></p> <p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難経路</u>を確保する等、<u>避難経路</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p><u>(3)災害時の緊急避難場所までの避難経路を短縮するよう計画することも有効である。</u></p>
<p>3. 津波に対する安全対策を実施する場合の留意事項 (2) 校舎等の屋上や上層階への避難を想定する場合</p>		
<p>校舎等建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであり、避難する屋上や上層</p>	<p>第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応</p>	

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
<p>階が想定される津波等の水位以上の高さにあることが重要。また、落下防止用の手すりを設けるとともに、避難者数を想定して屋上の強度を確認することが重要。</p>	<p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>3 <u>耐震性の確保</u> (新設)</p> <p>第3章 平面計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>2 動線等</p> <p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難動線</u>を確保する等、<u>避難動線</u>の設定に十分留意することが重要である。 (新設)</p> <p>第5章 詳細設計</p> <p>第6 その他</p> <p>1 屋上</p>	<p>3 <u>地震、津波等の災害に対する安全性の確保</u></p> <p><u>(3)学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、児童等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。</u></p> <p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難経路</u>を確保する等、<u>避難経路</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p><u>(4)校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては、想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>(1)屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。</p> <p>(4)屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。</p> <p>4 手すり</p> <p>(1)階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さ十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、児童の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>
案内看板の設置等により緊急避難場所であることを明示しておくことが重要。	<p>第6章 屋外計画</p> <p>第5 その他の屋外施設</p> <p>1 門</p> <p>(新設)</p>	<p>(8)学校が災害時の緊急避難場所又は避難所となる</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
		<u>場合においては、緊急避難場所又は避難所である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。</u>
<p>学校に教職員がいない時間帯に地震が起こった場合にも円滑に避難できるよう、屋外避難階段とすることが望ましい。また、教職員が不在時にもパニックオープンの仕組みの導入等により速やかな避難ができることが重要である。</p>	<p>第4章 各室計画 第1 基本的事項 5 安全・防犯対策 児童が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるよう計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。</p> <p>第9章 防犯計画 第3 建物の防犯対策 3 避難経路 (1)非常時に児童等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。 (2)通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の避難時には<u>内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。</u></p>	<p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(2)<u>避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
<p>屋内を緊急避難場所とする場合も段階的な避難を可能にするために、屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。その際、各階から直接階段にアクセスできるようにすることが有効である。また、高齢者用に二段手すりを整備することも有効である。</p>	<p>第5章 詳細設計 第6 その他 4 手すり (2)廊下・階段等の手すりは、児童が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。</p>	<p>(2)廊下・階段等の手すりは、児童が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。<u>なお、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、高齢者用に二段手すりを整備することも有効である。</u></p>
<p>想定浸水高によっては、屋内運動場等を上層階に配置することで、緊急避難場所と避難所を兼ねることも可能。その場合、通常利用時の学校機能に支障を生じない動線計画とすることが重要。</p>	<p>第3章 平面計画 第3 屋内運動施設 2 屋内運動場 (新設)</p>	<p><u>(6)津波等の災害時に、屋内運動場を緊急避難場所や避難所として利用するために、上層階に計画することも有効である。その場合には、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とすることが重要である。</u></p>
<p>3. 津波に対する安全対策を実施する場合の留意事項 (3) 学校施設の高台移転や高層化を行う場合</p>		
<p>高台移転を行う場合は、津波に対して安全な立地であることが重要。また、過大な造成を避けることが望ましい。</p>	<p>第2章 施設計画 第1節 校地計画 第1 校地環境 1 安全な環境</p>	

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>(1)洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</p> <p>(3) 危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。</p>	<p>(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</p> <p>（対応済み）</p>
<p>高台移転を行う場合は、通学距離や学校と地域の関係を十分考慮することが重要。</p>	<p>第2章 施設計画 第1節 校地計画 第3 通学環境 1 通学区域</p> <p>(1)児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。</p> <p>(3)通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。</p>	<p>（対応済み）</p> <p>（対応済み）</p>
<p>津波対策として高層化する場合は、他の公共施設と複合化することも考えられる。</p>	<p>第2章 施設計画 第2節 配置計画 第2 校舎・屋内運動施設 2 建物構成</p> <p>(1)校舎等は、3階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、やむを得ず4、5階建規模の小学校校舎、又は5階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手</p>	<p>(1)校舎等は、3階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、適切な規模の敷地の確保が困難な場合や津波対策等のため、やむを得ず4、5階建規模の小学校校舎、又は5階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎におけ</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	法により，周辺地域との関係，施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。	る計画上の優位性を基盤にし，その上で，優れた立体化の手法により，周辺地域との関係，施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。
高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討し、特に幼稚園や小学校の場合は、日常の学校生活における校庭等との連続性に配慮することが重要。	<p>第3章 平面計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(10)学校施設を高層化する場合にあっても、普通教室を高層階に設けないように計画することが重要である。</p> <p>2 動線等</p> <p>(8)学校施設を高層化する場合は、児童の教育活動が制限を受けたり、支障を生じないように計画することが重要である。</p> <p>第2 学習関係諸室</p> <p>2 普通教室</p> <p>(5)低学年児童のための普通教室は、生活科のための施設、屋外の作業テラス、固定遊具の遊び場など低学年児童の利用する他の学習・生活空間と空間的・機能的にまとめて計画することが重要である。</p> <p>(6)教室から直接行くことのできる屋外空間と連携した計画とすることも有効である。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	第6章 屋外計画 第2 屋外運動施設 3 低学年用屋外運動場 (2)低学年児童の学習・生活領域に近接させて計画することが望ましい。	(対応済み)
4. 救助までの間を緊急避難場所で過ごすために必要な機能		
備蓄倉庫は、浸水しない場所に整備することが重要。また、飲料水として、屋上受水槽から直接蛇口で取り出せるようにしておくことが有効。救助のための情報通信機器を容易に持ち出して使えるようにしておくことが重要。	第3章 平面計画 第9 管理関係室 5 倉庫，機械室等 (1)倉庫は，収納し，管理する物品等の現況及び将来の需要を十分検討し，物品の種類に応じ，必要となる空間を確保することが重要である。 (2)各倉庫は，収納し，管理する物品等を使用する場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。 (新設)  第8章 設備設計	(対応済み)  (対応済み)  <u>(3)備蓄倉庫は，想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに，想定避難者数に応じて，必要な食料や毛布などの備蓄に必要な空間を確保することが重要である。</u>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>第4 情報通信設備</p> <p>3 情報系設備</p> <p>(1)校内電話，インターフォン，校内LAN，テレビ会議等の設備は，利用の目的に応じ，必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し，導入することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第5 給排水設備</p> <p>1 給水設備</p> <p>(2)飲料水用の水槽の設置については，衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し，周囲に管理作業上必要な動作空間を確保することが重要である。</p>	<p>（対応済み）</p> <p><u>(5)災害情報を入手するため，防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。</u></p> <p><u>(6)非常時においては，安否確認や救援要請など，外部との連絡が必要となることから，行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが重要である。</u></p> <p><u>なお，津波等の災害により孤立する可能性がある場合には，救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。</u></p> <p>(2)飲料水用の水槽の設置については，衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し，周囲に管理作業上必要な動作空間を確保することが重要である。また，災害時に，直接蛇口で取り出せるようにして</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
		<u>おくことも有効である。</u>
5. 学校施設の津波対策と防災教育等との連携による地域防災力の向上		
<p>防災機能を備えた学校施設を整備するプロセスにおいて、地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。また、学校内の様々な場所に、整備の目的や施設の特徴、標高や想定浸水高、海岸や河岸からの距離等をパネル等で表示することも重要である。</p>	<p>第1章 総則  第2節 学校施設整備の課題への対応  第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備  3 <u>耐震性の確保</u>  （新設）   （新設）   第3節 学校施設整備の基本的留意事項  5 関係者の参画と理解・合意の形成  (1)当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施</p>	<p>3 <u>地震、津波等の災害に対する安全性の確保</u>  <u>(5)学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。</u>  <u>(6)施設自体が防災教育の教材として活用されるよう計画することが重要である。</u>   （対応済み）</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(2)開放施設の利用内容・方法，管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響，災害時の対応などについて，事前に地域住民等と十分協議することが重要である。</p>	<p>(対応済み)</p>